

平成29年度 岡山県6次産業化プランナー募集要領

1. 目的

岡山県商工会連合会は、岡山県から6次産業化サポートセンターの運營業務を受託し、農林漁業者等が地域内で生産（1次産業）された新鮮で良質な農林水産物を素材として製品加工（2次産業）することによって付加価値を高め、流通・販売（3次産業）までを行うことにより所得の増大に取り組む6次産業化を推進・支援するため、個別相談や人材育成研修会、交流会を実施します。

そして、これらの事業を円滑に推進していくため、6次産業化等の取り組みを支援する人材（6次産業化プランナー）の候補者を、下記のとおり募集します。

2. 募集人員

若干名

3. 主な業務内容

- ・ 県内の6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した課題の解決に向けた個別相談に対する支援
- ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや認定後のフォローアップ支援

4. 応募要件

6次産業化プランナーに応募しようとする者は次の（1）から（3）までの要件を満たしている者とします。

（1）学識要件

以下の①または②の要件を満たしていること。

①以下のすべての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち1以上の分野について高度な専門的知見を有していること。

- （ア） 県域内の農林水産物の生産実態
- （イ） 農林水産物の加工
- （ウ） 農林水産物（加工品）の流通
- （エ） 農林水産物（加工品）のマーケティング
- （オ） 農政、食品安全等に関する法令、制度
- （カ） 経営管理

② ①の（ア）から（ウ）までの分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、IT、観光、異業種連携等のいずれかの分野について、高度な専門的知見

を有していること。

(注)「一定の知見を有する」とは、「国等が主催する 6 次産業化人材育成研修会」を受講した場合加え、自己研鑽や OJT 方式により習得の見込がある場合も含むこととする。

(2) 経験要件 ((1) の②の場合は除く。)

6 次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、6 次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果をあげていること。

(3) コミュニケーション能力要件

以下の要件をすべて満たしていること

① 6 次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。

② 6 次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧な相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

5. 選定方針および方法等

(1) 選定方針

6 次産業化プランナーの選定にあたっては、以下の①から③までの専門的知見を有している者を重点的に選定します。

① 経営管理 (経営計画、診断等)

② 商品開発 (加工技術、衛生管理等)

③ 販路開拓 (パッケージング、ブランディング等)

(2) 選定方法

審査基準に基づき、応募書類で書類審査を行い、基準を満たしているものは、企画推進員が面接を実施する。その後、6 次産業化プランナー選定委員会による審査を経て決定します。

(3) 応募書類等

- ・ 岡山県 6 次産業化プランナー登録申請書
- ・ 6 次産業化プランナー経歴書
- ・ 個人情報保護に関する誓約書

6. 応募概要

(1) 募集期間 平成 29 年 4 月 20 日 (木) ~ 5 月 10 日 (火)
17:00 必着 (郵送に限る)

(2) 提出部数 1 部

(3) 提出先 〒700-0817

岡山県岡山市北区弓之町 4-19-401

岡山県商工会連合会 (6 次産業化担当者宛)

7. 業務形態及び謝金等

業務形態については、サポートセンターからの依頼を受け、上記「3. 主な業務内容」に関する業務を行う。謝金については1時間当たり7,100円及び依頼業務に要する交通費を支給します。

9. 留意事項

- ①プランナーとして活動するにはサポートセンターからの依頼が必要であり、登録しても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。
- ②支援の実施にあたっては、サポートセンターと打ち合せを行うとともに、6次産業化プランナー派遣業務等によって知り得た農林漁業者等の個人情報及び企業秘密については、本業務中はもちろん、本業務満了後においても、他に開示・漏洩してはなりません。
- ③6次産業化サポートセンター事業は、岡山県から委託を受けた「補助事業」であり、プランナーの活動報告及び費用に支出が適切であったか、事後に詳細調査を行う場合があります。